

成蹊大学安全保障輸出管理規則

制 定 2017年10月4日
大 学 評 議 会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則第8条第2項に基づき、成蹊大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）について必要な事項を定め、適切な管理体制を整備することにより、国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 本学の構成員が行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載した文書、記録した記録媒体等を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うこと。
 - イ 非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供又はそれを目的とした居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を行うこと。
- (3) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。以下同じ。）及び外国に貨物を持ち出すことをいう。
- (4) 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- (5) リスト規制技術等 規制技術等のうち、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術及び輸出貿易管理令（昭和24年政令台378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (6) キャッチオール規制技術等 規制技術等のうち、外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。
- (7) 該非判定 外国に提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。
- (8) 取引審査 該非判定の内容のほか、技術の提供又は貨物の輸出（以下「取引」という。）の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (9) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (10) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学の構成員が、本学における教育、研究、その他の活動として行うすべての取引に適用する。

第2章 管理体制

(安全保障輸出管理最高責任者)

第4条 本学に、輸出管理を適正かつ円滑に実施するため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

- 2 最高責任者は、学長とする。
- 3 最高責任者は、本学における輸出管理上の重要事項の最終決定を行う。
(安全保障輸出管理統括責任者)

第5条 本学に、最高責任者を補佐し、本学における輸出管理に関する業務を統括するため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

- 2 統括責任者は、副学長のうちから最高管理責任者が指名した者をもって充てる。
 - 3 統括責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 輸出管理に係る重要事案の連絡、指示、要請等に関すること。
 - (2) 二次該非判定及び承認に関すること。
 - (3) 経済産業省への輸出管理に係る許可申請等に関すること。
 - (4) 輸出管理の監査方針の策定に関すること。
 - (5) 輸出管理に係る教育・啓発活動の基本方針の策定に関すること。
 - (6) その他全学的な輸出管理に関すること。
- (安全保障輸出管理責任者)

第6条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括するため、安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、当該部局の長をもって充てる。
 - 3 管理責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 統括責任者の連絡、指示、要請等の周知に関すること。
 - (2) 一次該非判定に関すること。
 - (3) 輸出管理の監査の実施に関すること。
 - (4) 輸出管理に係る教育・啓発活動の実施に関すること。
 - (5) その他当該部局等の輸出管理に関すること。
- (安全保障輸出管理アドバイザー)

第7条 本学に、統括責任者の業務を補佐し、外為法等に関する専門的な助言を行うため、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

- 2 輸出管理アドバイザーは、輸出管理について専門的な知見を有する者を統括責任者が委嘱する。
(安全保障輸出管理委員会)

第8条 本学における輸出管理に関する重要事項を審議するため、最高責任者の下に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 輸出管理に係る手続・運用に関する事項
 - (2) 輸出管理に係る該非判定及び取引審査に関する事項
 - (3) 輸出管理に係る教育・研修等に関する事項
 - (4) 輸出管理に係る監査に関する事項
 - (5) 最高責任者からの諮問に関する事項
 - (6) その他輸出管理に関する重要事項
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 統括責任者
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 企画運営部長
- 4 委員会が必要と認める場合は、輸出管理に関し専門的な知見を有する者を委員として委員会の審議に加えることができる。
- 5 委員長は、統括責任者をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 7 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を認め、意見を聴くことができる。
- 8 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。
- 9 委員会に関する事務は、企画運営部研究助成課が所管する。

第3章 手続

(事前確認)

第9条 構成員は、取引を行おうとする場合には、所定のチェックシートにより、規制技術等に該当するかどうかについて事前に確認しなければならない。

2 構成員は、前項の確認により、規制技術等に該当する懸念がある場合は、その内容に応じ次のいずれかの手続を行わなければならない。

(1) リスト規制技術等に該当する場合 該非判定書を提出し、管理責任者に該非判定を依頼する。

(2) キャッチオール規制技術等に該当する場合 取引審査票を提出し、管理責任者を経て委員会に取引審査を依頼する。

(該非判定)

第10条 管理責任者は、前条第2項第1号により該非判定書が提出された場合は、当該該非判定書に基づき一次該非判定を行い、その結果を統括責任者に報告する。

2 統括責任者は、一次該非判定結果を踏まえて二次該非判定を行い、最終判定結果を当該構成員に通知する。

3 統括責任者は、前項の判定において該非を判断することができない場合は、委員会に諮り判定を行う。

4 構成員は、リスト規制技術等に該当しているとの判定結果を受けた場合は、速やかに取引審査票を提出し、委員会に取引審査を申請しなければならない。

(取引審査)

第11条 委員会は、第9条第2項第2号又は前条第4項により取引審査票が提出された場合は、当該取引審査票に基づき、当該取引の可否及び経済産業大臣の許可申請の有無を審査する。

2 委員会は、取引審査を終えたときは、審査結果を最高責任者に報告するとともに、当該構成員に通知する。

(外為法に基づく許可の申請)

第12条 構成員は、前条の審査の結果、経済産業大臣の許可を要する旨の連絡を受けた取引を行う場合には、外為法等の定めるところにより、管理責任者及び統括責任者の承認を得て、役務取引許可申請書又は輸出許可申請書(以下「申請書」という。)を最高責任者に提出しなければならない。

2 最高責任者は、前項の申請書が提出された場合は、経済産業大臣に取引許可申請を行う。

3 前項の許可申請を行った場合は、当該構成員は、経済産業大臣の許可を受けるまで当該取引を行ってはならない。

(文書の保存期間)

第13条 第9条から前条の手続において提出された輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)の保存期間は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して7年間とする。

第4章 危機管理

(手続完了の確認)

第14条 構成員は、取引を行う場合は、第9条から第12条に定める手続を終了し、かつ、取引の内容に変更がないことを確認しなければならない。

(報告義務)

第15条 構成員は、取引が次の各号いずれかに該当する場合は、直ちに当該取引を取止め、速やかに管理責任者を通じて統括責任者にその旨を報告しなければならない。

(1) 貨物の輸出において、通関時に紛失等の事故が発生した場合

(2) 外為法等又はこの規則に対する違反又は違反の恐れがあることを知った場合

(3) 経済産業大臣の許可を得て外国に持ち出した技術若しくは貨物を紛失し、又は盗難に遭った場合

2 統括責任者は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、適切な措置を講ずるものとし、外為法等に違反している事実が明らかになった場合又は違反した恐れがある場合は、速やかに最高責任者に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、学内手続を経て承認した取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられる恐れその他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合には、統括管理責任者は、遅滞なく最高責任者に報告し、対応を協議するものとする。

(行政機関への報告)

第16条 最高責任者は、前条第2項及び第3項の報告を受けたときは、本学内の関係部署に対応を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

第5章 教育

(教育)

第17条 構成員の輸出管理に係る理解並びに外為法等及びこの規則の遵守を促進するため、統括責任者は、構成員に対し、輸出管理の教育研修を計画的に実施するものとする。

2 前項に定める教育研修のうち、リスト規制技術等を保管し、又は使用する研究室等を利用する学生への教育研修については、当該研究室等を担当する教員が行うよう努めるものとする。

第6章 監査

(監査)

第18条 委員会は、本学における輸出管理が、外為法等およびこの規則に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うものとする。

第7章 懲戒

(懲戒)

第19条 故意又は重大な過失によりこの規則に違反又は関与した教職員等の懲戒処分については、学校法人成蹊学園教職員の懲戒に関する規則の定めるところによる。

第8章 雑則

(事務の所管)

第20条 輸出管理に関する事務は、企画運営部研究助成課が所管する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第22条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2017年10月4日制定)

この規則は、2017年10月4日から施行する。